

(庶ろ－15－B)

令和2年2月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症への対応に関する昨日の内閣総理大臣の発言を受け、3月2日以降、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校となる可能性があります。また、行政機関等には、休暇が取りやすくなる環境の整備、特に子どもを持つ保護者への配慮が求められており、職員の中にも子の監護等のために休暇を取得する必要が生じる者があると思われま

す。感染拡大への不安は子どもを持つ保護者であるか否かを問わず、すべての職員に共通するところであり、感染の流行を早期に収束させるために徹底した対策をとるとい

う上記の政府の方針を踏まえると、裁判事務を含め、管理職員等の負担で通常事務を処理する態勢を模索するのではなく、縮小された人的態勢で、可能な範囲で行える事務を行うことを検討すべきものと考えられます。

については、各庁において、学校の臨時休校等に伴い職員が休暇を取得することによる各部署の業務への影響を早急に把握した上、特定の者に業務が集中するようなことは避け、縮小される人的態勢で無理なく業務が遂行できるよう、業務の在り方について検討を行ってください。検討に当たっては、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組が全国で講じられていることも考慮し、裁判事務についても例外とせず、別添の新型インフルエンザ等対応BCPに添付の表も参考

に、事件・手続の性質や緊急性の度合いを考慮した上で、例えば、多数の一般国民に出頭義務を課すという特質を有する裁判員等選任手続期日については実施を見送るなど、各種期日等の優先順位を検討した上で、その変更・延期をより柔軟に行うといったことも検討の対象としてください。

上記の検討をするに当たっては、裁判官の理解が極めて重要です。この書面については、裁判官、管理職員に速やかかつ確実に周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別添)

業務の分類

	民事	刑事	家事	少年	司法行政
発生時継続業務のうち	・文書の受付に関する事務				
	・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・DV事件に関する事務 ・人身保護に関する事務	・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務	・令状に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)	・親護措置(令状に関する事務を含む。)に関する事務 ・少年審判(親護措置がとられている事件)に関する事務	・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
発生時継続業務以外の業務	・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)	・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 ・略式手続に関する事務	・保全に関する事務(上記以外のもの)		・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・給与事務
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
第1順位	・民事訴訟に関する事務 ・督促手続に関する事務 ・民事調停に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務	・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務 ・その他の刑事事件に関する事務	・家事審判に関する事務 ・家事調停に関する事務 ・人事訴訟に関する事務 ・その他の家事事件に関する事務	・少年審判(親護措置がとられていない事件)に関する事務 ・その他の少年事件に関する事務	・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・検察審査会に関する事務
第2順位					上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務
第3順位					